

違法ヤードは許さない！ 4機関合同立入検査

吉川松伏消防組合消防本部予防課

戸張 賢史

1. はじめに

吉川松伏消防組合消防本部は、埼玉県の南東部に位置する吉川市と松伏町で構成されています。

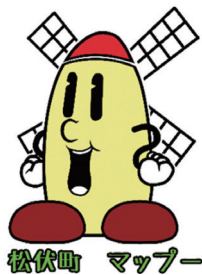
吉川市は、東西に流れる中川、江戸川に挟まれた地形を生かし、川魚料理という食文化が根付いています。川魚料理は「吉川に来て、なまず、うなぎ食わずなかれ」といわれるほどの名声があり、歴史上の著名人なども食していると言われています。この川に親しんできた歴史・文化がゆえんとなり「なまずの里吉川」と呼ばれています。また、毎年開催される八坂まつりは、400年以上続く祭礼で、悪疫退散、商売繁盛、五穀豊穡等を願う神輿9基が集結し、神輿を上空へ投げ上げる「暴れ神輿」が有名です。

近年では、都心へ1時間圏内という立地でありながら、川や田んぼに囲まれたスローライフが味わえることや吉川美南駅を中心とする新たな街づくりが開発されていることもあり、人口も増加しベットタウンとして人気があります。

松伏町は、今もなお多くの緑と自然豊かな街並みを残し、松伏記念公園に設置された風車の展望台から見える景色は四季折々の風景を楽しませてくれます。一方、現在建設中の国道4号東埼玉道路が令和7年に開通予定であることもあり、近年では物流拠点となる大型倉庫の建設などの整備が進み町が活気づいています。



吉川市イメージキャラクター
「なまりん」



松伏町PRキャラクター「マッパー」 松伏町 マッパー



吉川駅前ロータリーなまずモニュメント



暴れ神輿（八坂まつり）



松伏記念公園風車

2. ヤードの実態とこれまでの取り組み

ヤードとは、周囲が鉄壁等で囲まれた作業場等であって、海外輸出などを目的として、自動車等の解体、コンテナ詰めなど作業のために使用している施設をさしています。国内一部のヤードでは、盗難車の解体や転売、不正輸出などの指摘がされています。また、不法滞在者や盗難品の保管など犯罪インフラの要因となることから警察の取り締まりが強化されているところです。

関東地区における埼玉県のヤード件数は、千葉県に続き2番目で約250箇所、その約50%が県東部地域に集中しています。管轄する松伏町は県南東部に位置し、その数は26箇所、吉川市と合わせると30箇所以上となります。これは東部地域全体の約20%を占め、上位にランクされています。また、ヤードの9割以上が外国人労働者（経営者含む）であり、その地域は、アフリカ、中東、アジアなど多岐にわたり、言葉の壁や文化の違いから指導に苦慮することも少なくありません。

松伏町のヤードは、広範囲に点在していることに加え、一地区に12箇所ものヤードが集中していることが特徴となります。そのため、騒音、異臭、放置車両など周辺環境の悪化がみられ、周辺住民からは松伏町に改善要望書が提出されています。また、違法な野外焼却や保管品の不適切な管理などから火災に発展するケースもみられ、同地区では平成27年から平成29年にかけて4件もの火災が発生しています。

平成27年には予防課査察調査係を中心に、ヤード12箇所に対する実態調査を行いました。任意調査であったため、日が経つにつれ追跡調査も弱まり立ち消えとなっています。また、人事異動などで当時を知る職員が不在となったことで、職員の記憶も薄れ手付かなくなってしまいました。



野積みされたタイヤ



廃油等による汚染



燃料ポリ容器

3. ヤード火災が多発

ヤードの追跡調査が立ち消えとなって以降、目立った苦情や火災はありませんでしたが、令和4年から令和5年3月にかけて合計5件のヤード火災が相次いで発生しました。このうち有害使用機器を取り扱う場所では、大量の黒煙が発生したため、東京都や千葉県の一部では異臭が確認されるほど広範囲に影響を与える火災となりました。

ヤードの周囲は高さ2mほどの鉄壁が立ち、敷地には中古自動車や解体部品、タイヤなどが野積みされ、その高さは壁より高くなることもあります。今回、相次いで発生した火災においても周囲の壁が放水効果を半減させ、崩れた大量の堆積物が隊員の行く手を阻み消火活動が難航した結果、鎮火までに12時間以上を費やすことになりました。

また、この火災で人的被害がないものの、リチウムイオン電池が大量に保管されていたため、消火活動中に電池が熱暴走し周囲の敷地や田畑に飛ぶといったことが確認され、飛び火の危険性や現場から流れた水の環境汚染について課題が残りました。

表1 ヤードの火災件数と対応

発生年月	件数	発生場所	対応
平成27年～平成29年	4件	ヤードA、B、C、D	H27 任意の実態調査
令和4年6月	1件	ヤードA (H27同所)	R4.8 合同立入検査
令和5年1月	1件	ヤードE	R5.2 合同立入検査を2回 R5.6 合同立入検査の強化
令和5年2月	1件	ヤードF	
令和5年3月	1件	ヤードE (R5.1同所)	
令和5年4月	1件	ヤードG	

4. 合同立入検査の実施

当消防組合は、火災が相次いで発生したことからヤードにおける「火災予防の徹底と再発防止」を目的に、松伏町に集中するヤード12箇所に対し、令和4年8月消防法第4条に基づく立入検査を実施することにしました。

これまでに行った実態調査は、消防単独の任意調査であり法的強制力がないため、相手の都合で調査を回避することも可能であったことから、消防法に基づく立入検査としたものです。また、ヤードに関係する法令は消防法のみならず、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）をはじめとする複数の法令が絡むため、犯罪抑止、環境保全、火災予防の観点から、消防

単独の立入検査ではなく埼玉県、警察、松伏町との協議を経て4機関による合同立入検査を行うことが決定しました。

この合同立入検査は、予防課調査係を中心に関係機関との調整を進め、管轄する松伏消防署の署長や署員にも協力を依頼し、ターゲットとなる物件はこれまでの火災発生場所や野外焼却による苦情・出動履歴があるものを優先的に実施することとしました。また、各機関が所管するヤード情報は

あるものの、共有情報として活用できる資料がないため、立入の重点項目や過去の指導履歴など各機関の情報を集約・一元化し、事務調整を効率的に行うこととしました。

当初、合同立入検査は抜き打ちで行うことに効果があるとして、事前通告を行わない方針で進められましたが、ヤードの9割が外国人経営者で施設に関する情報が不足していること、就業時間が不明確であり空振りになる恐れがあることから、現段階では確実な情報入手と実態把握を優先し事前通告をすることとしました。

合同立入検査を2回行い計4件が終了した時点で、消防法令違反は認められないものの、火災予防条例に基づく防火対象物使用開始届の未提出や廃油、重機等の管理等について不備が認められました。このほか県環境事務所からは、自動車リサイクル法に基づく管理がなされているかなどの



違法建築物



立ち上がる大量の黒煙①



立ち上がる大量の黒煙②



一斉立入検査ブリーフィング



査察調査係による占有者への聴取



積荷・保管品の調査

調査が行われ、懸念していた野外焼却の禁止や油流出防止など周辺環境を悪化させるものについては指導書が交付されています。また、土地用途(地目)が雑種地であることから建築物が認められず、現に存在する事務所や休憩所、解体作業場などは違法建築物に該当することが判明しました。また、建築物の大半は、コンテナハウスや単管パイプなどで造られ、自宅として使用しているものも認められました。

5. 合同立入検査の強化

これまで4件の合同立入検査は、事前通告をすることで空振りがない一方、課題としては一時的な是正によって違反事実が正確に把握できていない可能性がありました。また、警察が取り締まる不法滞在や盗難品といったものも確認されていません。

より効率的で実効性のある立入検査をするためには、事前通告することでの弊害も否定できないことから、今回の合同立入検査については、事前通告を行わない一斉立入検査としました。また、埼玉県警察本部の刑事部組織犯罪対策局国際捜査課(以下「県国際捜査課」という)、生活安全部保安課、警備部外事課も加わり、他機関との連携強化と対象範囲を12箇所から13箇所に拡大、時間制限を設けず実施することとしました。

県国際捜査課は、県内のヤードすべてを管轄する中心的部署であり、令和2年7月1日に施行された「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」に基づきヤードを規制しています。また、一斉立入検査にあたり、これまでの立入状況や指摘事項の共有と各機関の指導根拠となる法令などについて再確認しています。

一斉立入検査は、令和5年6月8日(木)9時から開始され、総勢20名以上が参加する大規模なものとなりました。結果は前回同様、消防法令違反は認められないものの、火災予防条例に基づく提出書類の不備9件のほか、野外焼却の形跡や火災原因ともなり得るバッテリー類の適正管理などについて指導を行っています。一方、県警国際捜査課を中心に盗難品・不法滞在者、古物商許可証などの特定調査が行われましたが、犯罪に結びつくものや検挙となるものは確認されませんでした。

当日は台風第2号による大雨の影響が残り、ヤード内に溜まった油水の路上排出やエンジンオイルなどの油が排水溝に流れないように措置の徹底について、県環境事務所から指導書が交付されています。この一斉立入検査では、他機関が所管する法令に基づき11件の指摘と行政指導が行われ



県国際捜査課による占有者への聴取

ています。

立会人の外国人労働者からは、「なぜ連絡を事前にしてこないのか?」や「突然、大勢で何しに来たんだ!」などの声もあり事前通告ない立入検査に困惑する様子も見受けられましたが、最終的には拒否やトラブルなく受け入れてくれました。

また、質問に対し、「社長じゃないとわからない」「日本語わからない」「知らない」といった言葉を繰り返すことがありましたが、翻訳アプリやチラシなどを活用し円滑な対応を図ることができました。

6. 今後の課題と対策

一連の合同立入検査では、これまで着手されなかったヤード問題に取り組むことで、関連情報の入手と違反事項を把握することができた一方、今後の課題も浮き彫りとなりました。

主な課題としては次の3点があげられます。

(1) **コンテナ倉庫などは、その形態や使用実態から違法建築物に該当すること。**

すでに設置されている建築物が建築基準法に適合しない場合、違反建築物として扱われ是正指導や是正命令の対象となる一方、消防としては現に存在する建築物に消防用設備等の設置が必要な場合は、違法建築物であったとしても設置義務が生じ、その関係者に対して設置を求めることとなります。また、自動車リサイクル法に基づく申請過程では、解体作業場などが違法建築物に該当するかについての審査がないことなど結果的に制度上の矛盾が生じています。

(2) **指導内容や指摘事項が理解されにくいこと。**

外国人経営者が9割以上を占めているため、消防法令や火災予防条例に関する規制について説明しても、他機関からの指摘と矛盾することもあり理解されにくい状況です。

(3) 防火意識が低いこと。

海外輸出などを目的として取り扱う商品への防犯意識は高く、高い確率で防犯カメラが設置されていますが、解体作業などで排出された部品やゴミを悪気もなく焼却するといった行為をみると防火に対する意識は低いことが伺えます。

外国人との言葉の壁については、日本語を話せる従業員の通訳や翻訳アプリ・チラシなどを活用することで補うことができます。また、防火意識については、日頃の意識付けが重要であるため、まずは継続指導の徹底と巡回パトロールなど直接向き合うことが意識向上と抑止効果に繋がります。一方、他機関が絡む制度上の課題については、抜本的な解決策を見出すためには時間をかけ調整する必要があります。

埼玉県では、自動車の盗難防止を念頭に置いた「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」が令和2年7月1日に施行され、市町村においては、川口市が不適切な資材置場の設置等の防止と生活環境の保全などを目的とした「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」が令和4年7月1日に施行されています。また、関東圏内では千葉県が環境保全と自動車の盗難防止の両方を念頭に置いた条例を制定しています。

ヤードや資材置場に関連する市町村条例は、全国的に見ても少ないことから規制のかからない地域や規制の弱い地域にヤードが進出するケースも少なくありません。このような事態を防ぎ、問題解決の突破口とするためにも、市町村条例の制定に向けた動きに期待しているところです。

7. 周辺住民の声とこれからの地域社会

全国でもヤードに関する問題は、たびたびテレビなどでも取り上げられますが、映し出される住民からは行政の対応や火災を心配する声など悩みは深刻なものです。これら同様に長きにわたりヤード問題で悩まされる周辺住民からは、これまでの火災を引き合いに口を揃えて「火災が心配で怖い」という声が多く火災への危機感が高まっています。

ヤードの周囲は壁で覆われ外部からは異変に気が付かない場合が多く、気づいたときには手遅れになるケースも少なくありません。また、外部から怪しいと疑うことがあっても外国人に近寄りがたい雰囲気もあり、声掛けや注意することを躊躇してしまいます。

立入検査を通じ外国人労働者と接してみると日本語を話せる方も多く、あまり言葉の壁を感じることはありませんでした。しかし、警察や消防が突然来ると敬遠され、自己主張が強くなる印象を受けましたが、コミュニケーションを取ることで徐々に互いの距離も縮まり調査にも協力的でした。

ヤードの9割以上が外国人労働者であることに加え、ヤード全体のイメージが悪いものとして定着しているため、周辺住民の怒りや不安を払拭するには、日本のルールを守り火災を発生させないこと、互いに接しやすい環境を

作ることが必要となります。外国人労働者と接することは、互いを理解し協力し合えるきっかけとなり、これからの地域社会を築くうえでも重要であると考えます。

また、近年ではSDGsの概念が浸透し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが加速しています。リサイクルもその一つで、ヤードは悪いイメージが定着していますが、保管・取り扱われる自動車や家電などは、再生資源として活用されるため、推奨された事業であるという見方もあります。これはルールを守り事業を行うことを前提としていますが、何も知らずにヤードという一括りで「NO」を突きつけるのは少し乱暴であり、良し悪しを切り取らず、事業者と住民が理解し協力することは必要不可欠であるといえます。

8. おわりに

合同立入検査を通じ他機関が所管する法令や審査基準などを知ることで、ヤード全体を取り巻く問題を把握できたことは成果の一つとして挙げられます。また、会議などを通じ他機関との交流が図れたことは、これからの実務を円滑に進めるうえで大きな要素となりました。

日本国内で事業を行う以上、外国人であっても例外なくルールを知り、守る必要があります。私たち消防職員もルールを伝えるだけでなく、防火意識を浸透・定着させ、違法行為の代償が大きいことを認識してもらわなければなりません。ヤードに限らず違法な野外焼却は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）が科せられ、焼却行為から延焼拡大するなどの火災に発展した場合には失火罪などに問われる可能性があり、決して軽い罪ではありません。

今回の一斉立入検査は、マスコミ各社にも取り上げられヤード問題が表面化したことで、周辺住民の方だけではなく、より多くの住民の方が関心を持ち、問題意識の共有に繋がることを期待しているところです。

これまでのヤード火災では、幸いにも人的被害や人家に延焼拡大したケースはありませんが、警戒と立入検査の手を緩めればいつ火災になってもおかしくありません。指導する私たち消防職員も危機感や当事者意識が薄れることなく、立入検査の継続と地域住民に寄り添った対応が求められます。

管内には、他にも多数のヤードが存在することから、引き続き他機関と連携し、地域住民の安心・安全を守るため、「ヤードにおける火災予防の徹底と再発防止」への取り組みを前進させていきます。



埼玉県
吉川松伏消防組合消防本部
予防課 戸張 賢史